

都市計画マスタープラン

「中間見直しのための地域別懇談会」への参加者を募集します

市では、都市計画マスタープラン中間見直し市民検討委員会を設けて、将来のまちのあり姿や、その実現に向けての道筋を明らかにする「都市計画マスタープラン」の中間見直しを進めています。その見直しに当たり、市民の皆さんで地域の課題などを話し合い、その解決策などについて話し合ってもらいたいと考えています。

この地域別懇談会のご意見などを反映させたい。市民検討委員会での検討に反映させて頂きます。市民の皆さんのご意見を反映した「都市計画マスタープラン」とするのために、ぜひご参加ください。各会場ごとの事前登録制となりますので、参加を希望する方は、次の要領で都市計画課計画調整担当（市役所5階）へ申し込んでください。申し込みは8月13日（金）まで（必着）、①参加を希望する日時の整理番号（第1希望・第2希望）②住所③氏名④電話番号を記入の上、電子メール、ファクス（470・7809）、電話または直接都市計画課（市役所5階）に持参してください。

◆都市計画課メールアドレス
toshikeikaku@city.higashikurume.lg.jp

地域別懇談会の開催日程

整理番号	日時	会場
1	9月12日（日） 午前9時半～11時半	西部地域センター
2	9月12日（日） 午後2時～4時	東部地域センター
3	9月18日（土） 午前9時半～11時半	南部地域センター
4	9月18日（土） 午後2時～4時	東久留米市役所
5	9月24日（金） 午後7時～9時	東久留米市役所
6	9月29日（水） 午後7時～9時	西部地域センター

国民健康保険限度額適用認定と標準負担額減額認定証を交付します

自己負担限度額の範囲内に軽減されます。

①70歳～74歳の被保険者で市民税非課税世帯の方
申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

この「認定証」を保険医療機関などに提示することにより、入院時に支払う自己負担限度額と食事代などが減額されます。

②70歳未満の被保険者が入院した場合
あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け提示することにより、医療費の負担が軽減されます。

長期入院の場合
過去12カ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方は、さらに食事代などが減額される場合があります。

③手続き方法
被保険者証、認め印を持参の上、保険年金課国保年金資格係（市役所1階）へ申請してください。

申請はお済みですか
「児童扶養手当」
「特別児童扶養手当」

今年8月1日からは、父子家庭の皆さんも児童扶養手当



国民年金は60歳以降でも加入できます

20歳以上60歳未満で日本に住所を有する方は、国民年金の被保険者になることができます。しかし、60歳において年金受給権を満たしていない方、未納期間や未加入期間があり満額の老齢基礎年金を受け取ることができない方は、60歳以降の申し出した月から65歳到達月の前月まで国民年金に任意で加入し、保険料を納めることができます。国民年金の任意加入については、詳しくは市保険年金課470・7732または、武蔵野年金事務所0422・56・1411へ。

60歳において年金受給権を満たしていない方は、70歳到達月の前月までの間で年金受給資格を満たすまで、特例で任意加入することができます。特例の場合、手続きには年金手帳（配偶者分も）と戸籍簿、預金通帳、通帳の届出が必要で、国民年金の任意加入については、詳しくは市保険年金課470・7732または、武蔵野年金事務所0422・56・1411へ。

9時～午後4時の休日窓口を開設します。ぜひご利用ください。

④注意
市民税未申告の方は所得確認ができないため、支給停止となる場合があります。申告を済ませた上で、現況届を提出してください。

児童扶養手当を振り込みます
22年4月～7月の児童扶養手当を8月12日（木）に、指定預金口座に振り込みます。利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【募集対象・定員】体力に自信のある方。若十名
【賃金】1時間当たり1350円
※社会保険あり。作業着一式は貸与。

【勤務時間】土曜・日曜日を除く午前8時半～午後5時
3月31日
詳しくは同課473・2117へ。

心身障害者福祉手当・特別障害者手当など 所得制限額が据え置かれます

心身障害者福祉手当および障害者福祉手当の所得制限額は、下表の通り8月以降も据え置かれます。現在受給中の方は、手続きの必要はありません。現在受給していない方は、申請を行わなければならない場合があります。

【対象】①心身障害者福祉手当Ⅱ市内に住所がある20歳以上で、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・2級の方▽愛の手帳1～3度の方▽脳性まひ、または進行性筋萎（い）縮症の方。ただし、65歳を超えて新たに障害者とされた方と施設に入所している方は支給できません。②障害者福祉手当Ⅱ市内に住所のある方。身体障害者手帳1～4級の方▽脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方。ただし、児童育成手当の障害者手帳・心身障害者福祉手当を受けている方と施設に入所している方は支給できません。また、65歳以上の方で介護保険サービスを利用して居る方は支給できません。

障害者手当等所得制限限度額表 (単位：千円)

所得の区分	扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5
		本人所得	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124
扶養義務者等所得		6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388

申請はお済みですか
「児童扶養手当」
「特別児童扶養手当」

今年8月1日からは、父子家庭の皆さんも児童扶養手当
【支給対象となる方】市内に住で、次のいずれかに該当する方を養育している父親が母親、または養育者
①父母が離婚した児童②父

【支給対象となる方】市内に住で、次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父親・母親または養育者
【申請期間】対象児の年齢が18歳に達した日の属する年度末まで（対象児が中度以上の障害を有するときは20歳未満）
【現況届の提出をお忘れなく】児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要です。提出がない場合、12月期支払いからの手当が支給されなくなる場合がありますので、ご注意ください。認定されている方には、現況届のお知らせを郵送しますので、子育て支援課（市役所2階）へ提出してください。

【雇用期間】9月1日～23年3月31日
【勤務時間】土曜・日曜日を除く午前8時半～午後5時
3月31日
詳しくは同課473・2117へ。